第五条　職業安定法の一部を次のように改正する。

第五条の五を次のように改める。

（求人の申込み）

第五条の五　公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みは全て受理しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する求人の申込みは受理しないことができる。

一　その内容が法令に違反する求人の申込み

二　その内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認められる求人の申込み

三　労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた者（厚生労働省令で定める場合に限る。）からの求人の申込み

四　第五条の三第二項の規定による明示が行われない求人の申込み

五　次に掲げるいずれかの者からの求人の申込み

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号及び第三十二条において「暴力団員」という。）

ロ　法人であつて、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第三十二条において同じ。）のうちに暴力団員があるもの

ハ　暴力団員がその事業活動を支配する者

六　正当な理由なく次項の規定による求めに応じない者からの求人の申込み

公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該求人者に報告を求めることができる。

求人者は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

第二十七条第三項中「第五条の五本文」を「第五条の五第一項本文」に改める。

第二十九条第四項中「第五条の五」を「第五条の五第一項」に改める。

第三十二条第一号中「（平成三年法律第七十七号）」を削り、同条第五号中「（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）」を削り、同条第八号中「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）」を「暴力団員」に改める。

第三十二条の十一第二項、第三十二条の十二第二項及び第三十三条の二第六項中「第五条の五」を「第五条の五第一項」に改める。

第四十八条の三第二項中「いるとき」の下に「、若しくは第五条の五第三項の規定による求めに対して事実に相違する報告をしたとき」を加え、「又は第三項」を「若しくは第三項又は第五条の五第三項」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第六条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（雇用保険率の変更に関する暫定措置）」を付し、同条を次のように改める。

第十条　雇用保険法附則第十三条第一項の規定が適用される会計年度における第十二条第五項の規定の適用については、同項中「第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額（同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額」とあるのは、「附則第十三条第一項の規定による国庫の負担額及び同条第三項において読み替えて適用する同法第六十六条第六項の規定による国庫の負担額（同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。）」とする。

附則第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二　平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における前条の規定の適用については、同条中「附則第十三条第一項の規定」とあるのは、「附則第十四条第一項の規定」とする。

附則第十一条を次のように改める。

（雇用保険率に関する暫定措置）

第十一条　平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度における第十二条第四項の雇用保険率については、同項中「千分の十五・五」とあるのは「千分の十三・五」と、「千分の十七・五」とあるのは「千分の十五・五」と、「千分の十八・五」とあるのは「千分の十六・五」として、同項の規定を適用する。

2　前項の場合において、第十二条第五項中「千分の十一・五から千分の十九・五まで」とあるのは「千分の九・五から千分の十七・五まで」と、「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十一・五から千分の十九・五まで」と、「千分の十四・五から千分の二十二・五まで」とあるのは「千分の十二・五から千分の二十・五まで」と、同条第九項中「千分の十一・五から千分の十九・五まで」とあるのは「千分の九・五から千分の十七・五まで」と、「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十一・五から千分の十九・五まで」と、「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十一・五から千分の十九・五まで」と、「千分の十四・五から千分の二十二・五まで」とあるのは「千分の十二・五から千分の二十・五まで」と、「千分の十四から千分の二十二まで」とあるのは「千分の十二から千分の二十まで」とする。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第七条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「第三項ただし書」の下に「、第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「及び前項」を「、第三項及び第四項」に、「同項」を「第三項」に、「あつては、」を「あつては」に改め、「翌日を」の下に「、第四項の規定による申出にあつては当該申出に係る子の一歳六か月到達日の翌日を、それぞれ」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　労働者は、その養育する一歳六か月から二歳に達するまでの子について、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。

一　当該申出に係る子について、当該労働者又はその配偶者が、当該子の一歳六か月に達する日（次号及び第六項において「一歳六か月到達日」という。）において育児休業をしている場合

二　当該子の一歳六か月到達日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合

5　第一項ただし書の規定は、前項の申出について準用する。この場合において、第一項第二号中「一歳六か月」とあるのは、「二歳」と読み替えるものとする。

第六条第二項中「及び第三項」を「、第三項及び第四項」に改め、同条第三項中「前条第三項」の下に「又は第四項」を加え、同条第四項中「前条第五項」を「前条第七項」に改める。

第八条第二項中「及び第三項」を「、第三項及び第四項」に改める。

第九条第二項第二号中「、一歳六か月」を「一歳六か月、同条第四項の規定による申出により育児休業をしている場合にあつては二歳」に改める。

第九条の二第一項中「同条第四項」を「同条第六項」に改め、「、一歳六か月」とあるのは「一歳六か月」と」を削る。

第九条の三中「第五条第三項及び」の下に「第四項並びに」を、「第五条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

第十六条の二第一項中「この章において」を削る。

第二十一条第一項中「措置」の下に「（労働者若しくはその配偶者が妊娠し、若しくは出産したこと又は労働者が対象家族を介護していることを知つたときに、当該労働者に対し知らせる措置を含む。）」を加える。